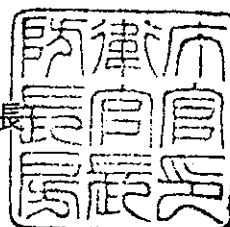


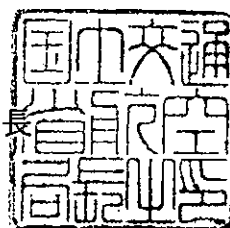
徳島飛行場の整備に関する協定

平成 13 年 7 月 18 日

防衛庁長官官房長



国土交通省航空局長



防衛庁長官官房長と国土交通省航空局長は、徳島飛行場の整備に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 防衛庁は、国土交通省が徳島飛行場について、別図及び別紙のとおり拡張整備工事を行うことに同意するものとする。

2 国土交通省は、前項の拡張整備工事を同飛行場における自衛隊の航空機等の運用・訓練に支障のないよう実施するものとする。

第 2 条 前条の拡張整備工事の内容は別紙 A 欄のとおりとする。

2 防衛庁及び国土交通省は、拡張整備工事に関し、別紙 B 欄に掲げる区分に応じて予算措置を行うものとする。

3 国土交通省が予算措置を行う拡張整備工事のうち、防衛庁が支出に関する事務の委任を受けて行うものは、別紙 C 欄に掲げるところによる。

4 拡張整備工事の具体的内容、工事工程計画、工事中の運用制限、新施設への運用移行の時期等については、別途協議して定めるものとする。

第3条 拡張整備工事完成後の飛行場における防衛庁と国土交通省との管理区分線は別図に紫色で示すとおりとする。

2 国土交通省は、拡張整備工事に伴い取得した土地、建物及び工作物であって前項により防衛庁の管理区域に属することとなるもの（別紙D欄）については、防衛庁が管理することが適当な財産であるため、防衛庁に無償で所管換えすべく速やかに所要の手続を行うものとする。

3 防衛庁は、第1項により国土交通省の管理区域に属することとなる土地及び工作物がある場合には、国土交通省が管理することが適当な財産であるため、国土交通省に無償で所管換えすべく速やかに所要の手続を行うものとする。

第4条 拡張整備工事実施期間中における土地の一時使用及び工事区域の管理については、現地関係機関の間で協議して定め、使用承認の手続を行うものとする。

第5条 防衛庁は、別図に緑色で示す施設を航空法（昭和27年法律第231号）第56条の5の規定に基づき公共の用に供すべき施設として指定することに同意するものとする。

第6条 本協定の実施の細部については、現地関係機関の間で別途協議して定めるものとする。

第7条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて別途協議して定めるものとする。

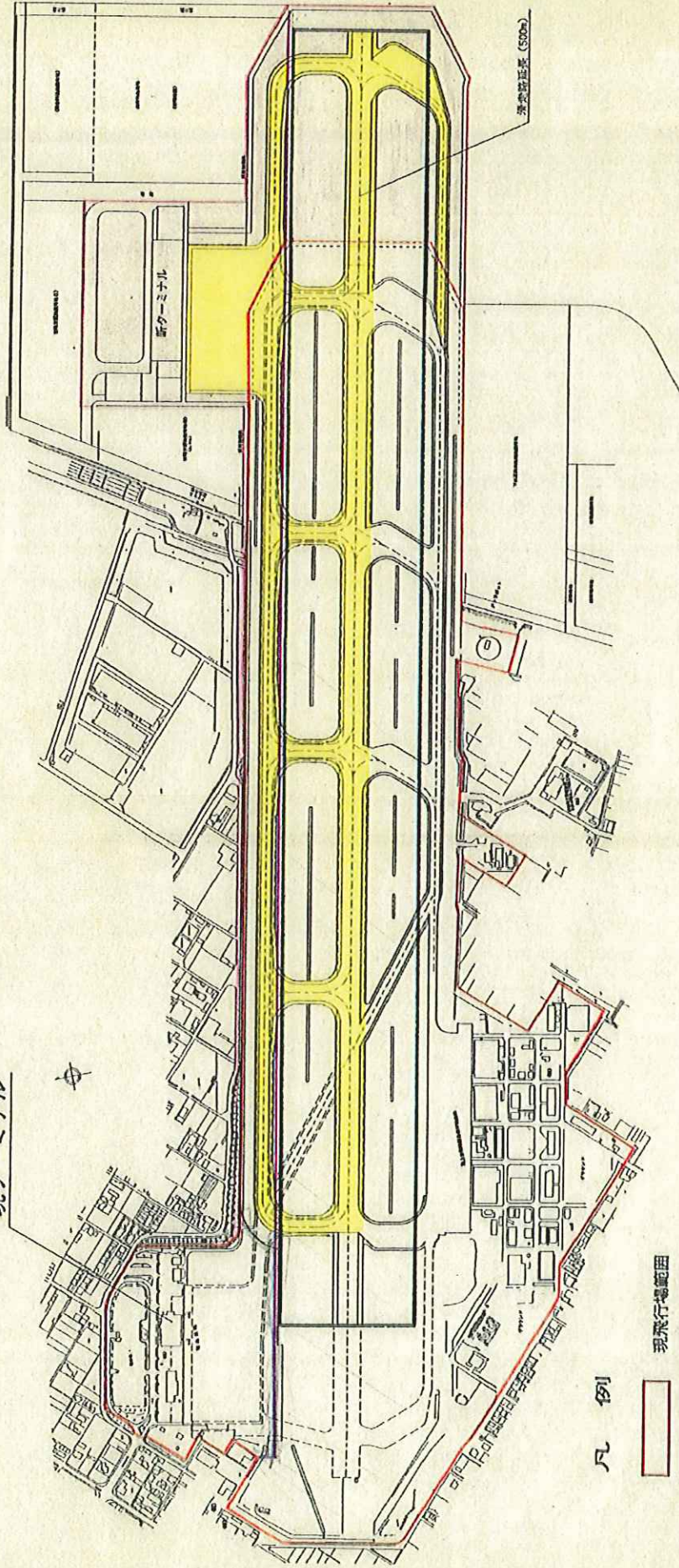
附則 昭和 62 年 9 月 30 日付「徳島飛行場の整備に関する協定」は廃止
するものとする。

分類	A欄 工事名	B欄 予算措置を行う省庁の 区分		C欄 国土交通省から防衛庁 に支出委任するもの	D欄 防衛庁の管理区域に属 することとなるもの	備考
		国土交通省	防衛庁			
土木工事						
1	埋立工事及び用地造成	○			○(管理区分線により一部)	
2	護岸新設	○			○(管理区分線により一部)	
3	既設滑走路嵩上げ	○		○	○	
4	滑走路延長	○		○(現飛行場範囲)	○	オーバースラン(60m)含む
5	民間航空用平行誘導路新設	○				
6	同平行誘導路への取付誘導路新設	○		○(現管理区分線により一部)	○(管理区分線により一部)	
7	既設民間航空用誘導路改良	○		○(現管理区分線により一部)	○(管理区分線により一部)	
8	自衛隊側平行誘導路新設	○		○(現飛行場範囲)	○	
9	同平行誘導路への取付誘導路新設	○			○	
10	ホールディング・ベイ新設	○			○	
11	民間航空用エプロン新設	○				
12	場周道路新設	○			○(管理区分線により一部)	
13	場周柵新設	○			○(管理区分線により一部)	
14	*橋梁等改良	○		○	○	
建築工事						
1	*電源局舎増築	○		○(民航用は除く)	○(民航用は除く)	
照明工事						
1	滑走路灯新設及び改良	○		○	○	
2	滑走路末端灯移設及び改良	○		○	○	
3	滑走路中心線灯新設及び改良	○		○	○	
4	滑走路距離灯新設及び改良	○		○	○	
5	進入角指示灯移設	○		○	○	
6	過走帯灯移設	○		○	○	
7	滑走路末端識別灯移設	○		○	○	
8	滑走路末端補助灯移設	○		○	○	
9	離陸目標灯移設	○		○	○	
10	風向灯移設	○		○	○	
11	民間航空用誘導路灯新設及び改良	○			○(管理区分線により一部)	
12	民間航空用誘導路中心線灯新設及び改良	○			○(管理区分線により一部)	
13	民間航空用誘導案内灯新設及び改良	○			○(管理区分線により一部)	
14	自衛隊側誘導路灯新設	○		○	○	
15	民間航空用エプロン灯新設	○			○	
16	*予備発電機新設	○		○	○	
17	*灯火用配電設備及び監視装置新設及び改良	○		○	○	
無線工事						
1	I L S 移設	○		○	○	
2	P A R 改良	○		○	○	リフレクター移設及び レータースコープの改 修を含む
その他工事						
1	トランスミッソメーター(フォワード・スクアット メーター)移設	○		○	○	
2	風向風速計移設	○		○	○	
3	*交通信号灯移設	○		○	○	

*必要な場合

徳島飛行場整備計画

現ターミナル



凡 例

- 現飛行場範囲
- 飛行場拡張部分
- 整備を行う主施設
- 管理区分線
- 拡張整備工事完成後、航空法第56条の5により公用施設として指定する区域